

豊見城市障害者等日常生活用具の給付等に関する規則【別表】 令和8年4月1日現在

種目	在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台 (介護保険対象)	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	15万4,000円	8年
特殊マット (介護保険対象)	在宅	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるもの(障害児においては、原則として3歳以上のもの)又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	じゅくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能(知的障害者、障害児にあってはマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの)を有するもの	1万9,600円	5年
特殊尿器 (介護保険対象)	在宅	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の障害児(者)(障害児においては、学齢児以上のもの)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児(者)又は介護者が容易に使用し得るもの	6万7,000円	5年
介護・訓練 支援用具 入浴担架	在宅	入浴に介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として3歳以上のもの)	障害児(者)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	8万2,400円	5年
体位変換器 (介護保険対象)	在宅	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	介助者が障害児(者)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	1万5,000円	5年
移動用リフト (介護保険対象)	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として3歳以上のもの)	介護者が重度身体障害児(者)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	15万9,000円	4年
訓練椅子	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	3万3,100円	5年
訓練用ベッド	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として学齢児以上のもの又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	15万9,200円	8年
浴槽	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)。ただし、自宅に浴槽がない又は既存の浴槽で入浴が困難な者に限る(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)。	実用水量150リットル以上のもの。	5万8,300円	8年

種目	在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
入浴補助用具 (介護保険対象)	在宅	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害児(者)(障害児においては、原則として3歳以上のもの)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児(者)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	9万円	8年
便器 (介護保険対象)	在宅	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	障害児(者)が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
頭部保護帽	在宅・施設	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害児(者)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるものであって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料に製作したもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの	A 1万5,200円 B 3万6,750円	3年
T字状・棒状のつえ	在宅・施設	平衡機能、下肢又は体幹機能障害者	つえ(木材) 主体-木材(十分な強度を有するもの) 外装-ニス塗料	つえ(木材) 2,200円 ※夜光材付きとした場合は410円増し ※外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	3年
			つえ(軽金属) 主体-軽金属 外装-塗装なし(付属品:夜光材)	つえ(軽金属) 3,000円 ※外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	
移動・移乗支援用具 (介護保険対象)	在宅	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(障害児においては、原則として3歳以上のもの)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	6万円	8年
特殊便器 (介護保険対象)	在宅	上肢障害2級以上の障害児(者)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	15万1,200円	8年
火災警報器	在宅	障害等級2級以上の障害児(者)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であるもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	1万5,500円	8年
自動消火器	在宅	障害等級2級以上の障害児(者)又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	2万8,700円	8年
電磁調理器	在宅	視覚障害2級以上の障害者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児(者)として判定された障害の程度が重度若しくは最重度であって、18歳以上のもの	視覚障害者、知的障害者が容易に使用し得るもの	4万1,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅	視覚障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	在宅	聴覚障害2級以上の障害者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。	8万7,400円	10年

自立生活  
支援用具

種目		在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	在宅	腎臓機能障害3級以上の障害児(者)で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(障害児においては、原則として3歳以上のもの)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5万1,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	在宅	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児(者)であって、必要と認められるもの(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	障害者が容易に使用し得るもの	3万6,000円	5年
	電気式たん吸引器	在宅			5万6,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	在宅	医療保険における在宅酸素療法を行う者		1万7,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	在宅	視覚障害2級以上の障害児(者)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	在宅	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	1万8,000円	5年
	盲人用血圧計	在宅	視覚障害2級以上の障害児(者)(ただし、40歳未満の者については医師の意見書により血圧計の必要性が認められるものに限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	1万8,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	在宅	難病患者等又は小児慢性特定疾患児であつて、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの	15万7,500円	5年
	発電機(インバータ式)	在宅	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であつて、在宅で日常的に医療的ケアを受けており、医師の意見書により必要であると認められる者。ただし、この規則以外で既に発電機及び蓄電池の給付を受けている者を除く。	身体障害者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用でき、医療機器が稼働するもの	17万円	10年
	蓄電池	在宅			10万円	5年

種目	在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	在宅・施設	音声機能若しくは言語機能障害児(者)又は肢体不自由児(者)であって、発声、発語に著しい障害を有するもの(児童においては、原則として学齢児以上のもの)	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児(者)が容易に使用し得るもの	9万8,800円	5年
情報・通信支援用具	在宅	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の障害児(者)であって、当該用具によりパソコンの利用が可能になるもの(パソコンの利用により社会参加が見込まれる者に限る。)	障害児(者)向けのパソコン周辺機器及びアプリケーションソフト  ※視覚障害 画面音声化ソフト 画面拡大ソフト 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト など  ※上肢機能障害 ジョイスティック 大型キーボード など	10万円	1回限り
点字ディスプレイ	在宅	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)を持つ身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のディスプレイ情報を点字等により示すことのできるもの	38万3,500円	6年
点字器	在宅・施設	視覚障害児(者)	点字を打つための定規と板と点筆がセットのもの	標準型 1万400円 携帯用 7,200円	なし
点字タイプライター	在宅	視覚障害2級以上の障害児(者)(ただし、障害児にあつては、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	6万3,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	在宅	録音再生機	録音再生機	8万5,000円	6年
		再生専用機	再生専用機	3万5,000円	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	在宅	視覚障害2級以上の障害児(者)(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能で製品であつて、視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	9万9,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	在宅	視覚障害児(者)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	19万8,000円	8年
盲人用時計	在宅	視覚障害2級以上の障害者(音声時計の給付は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式時計 1万300円 音声時計 1万3,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	在宅	聴覚障害児(者)又は発声、発語に著しい障害を有する者(児童を含む。)であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(障害児においては、原則として学齢児以上のもの)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能で機器であり、障害児(者)が容易に使用できるもの	7万1,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	在宅	聴覚障害児(者)であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児(者)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児(者)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	8万8,900円	6年

情報・意思疎通支援用具

種目		在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	在宅・施設	喉頭を摘出した者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,000円	5年
				電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 7万100円	
	点字図書	在宅	視覚障害児(者)であって、主に情報の入手の手段が点字によるもの	点字により作成された図書	点字図書価格	なし
	福祉電話【貸与】	在宅	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックスの貸与を受けているもの(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	無償	なし
	ファックス【貸与】	在宅	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る。)		無償	なし
	視覚障害者用ワードプロセッサ 【共同利用】	在宅	視覚障害児(者)(障害児にあつては、原則として学齢児以上のもの)	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき入力した文章を自動的に点字変換が可能であり、点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの	103万円	なし

種目		在宅又は施設	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
排せつ管理支援用具	ストマ用装具	在宅・施設	ストマ造設者	障害児(者)又は介助者が容易に使用し得るもの	蓄便袋 9,200円 (月額) 蓄尿袋 1万2,100円 (月額)	なし
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	在宅・施設	ストマ造設者であって、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形のため、ストマ用装具を装着できない者 3歳以上であって、高度の排便機能障害者又はおおむね3歳未満で発症した脳性麻痺等の脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が重度又は最重度の者(A1・A2)であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難であり、かつ、自力での排泄及び介助による定時排泄が困難で常時紙おむつ等の用具類を必要とする と医師の意見書等により認められる3歳以上の者		1万2,000円 (月額)	なし
	収尿器	在宅・施設	高度の排尿機能障害者		男性用 7,700円 女性用 8,500円	1年
住宅改修費	居室生活動作補助用具(介護保険対象)	在宅	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者(学齢児以上の児童を含む。)であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	障害児(者)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	20万円	1回限り